平成２８年（フ）第４０２号
大分市大字古国府168番地の１（レオパレス豊府201）
破産者　秦　　哲也
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１号
大分市萩原１丁目１番26号（中西ビル305）
破産者　岩男　洋子
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４号
大分市大字津守842番地の５（副住宅13）
破産者　黒木　　潤
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿児島市広木１丁目５番２号
破産者　久永　優一
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
釧路市大楽毛１丁目５番19号　倖コーポ102号、前住所釧路市星が浦大通３丁目７番１号
破産者　中森　春美
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目129番地12
破産者　加藤喜美江
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１０１号
秋田市八橋大畑２丁目８番11号、前住所仙台市太白区袋原字台50番地の１　レオパレスクリスタルガーデン106
破産者　齋藤　航平
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７９号
横浜市青葉区市ケ尾町359番地　コープ野村市ケ尾201号
破産者　大成　史郎
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７号
新潟県新発田市新栄町１丁目３番13号
破産者　石塚　桂子
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１６号
石川県能美市中町未７番地３
破産者　ＫＵ工業こと　上村　忠之
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３９３号
岐阜県各務原市川島河田町326番地
破産者　尾関　光孝
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４４号
岐阜市大洞西３番20号、前住所岐阜市蔵前３丁目19番３号
破産者　伏見　　勲
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０４号
岐阜県羽島郡岐南町三宅２丁目24番地の５
破産者　和田　優美
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３７号
滋賀県草津市野路９丁目10―１　ハイツ玉川Ⅳ　905号室、申立時の住所滋賀県草津市岡本町470　パレさわらび405号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市元水茎町123番地、（前住所）兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番15―311号
破産者　小島　教輔
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
京都市西京区大原野灰方町497番地２
破産者　山口　拓二
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５１４号
京都府八幡市男山松里４番地26
破産者　山本　明子
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
鳥取県鳥取市緑ケ丘２丁目93番地　メゾンドアイⅢ101号、旧住所鳥取県鳥取市西町３丁目301番地　中電西町寮
破産者　野口　秀治
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
広島市中区十日市町２丁目３番14―501号　Ｙ・ＹＢＬＤＧ十日市
破産者　宮地　正裕
１　決定年月日　平成29年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部